



本年度は平均で一人当たり507円の増、一世帯当たり681円の減 国保税の税率が変わります

本年度の国民健康保険税（国保税）の税率が6月議会定例会で可決され、決定しました。町では、国保税の負担軽減のため、基金（預金）から国保会計に減税財源を繰り入れ、運営しています。今月号では、国民健康保険制度と本年度の国保税率改定についてお知らせします。

国民健康保険とは

国民健康保険は、加入する皆さんが病気やけがをしたとき、誰もが少ない負担で安心して医療を受けられるように定められた制度で、加入者同士が互いに助け合う相互扶助の精神で成り立っています。

町と県が協力して運営

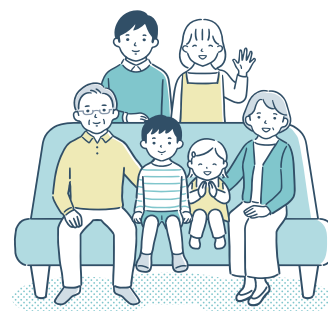
国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

この国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、

県の役割

現在は、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者になり、協力して運営と効率的な事業を行っています。（図表1を参照）。

県は、市町村からの国保事業費納付金（以下、納付金）や国の補助金等を財源として保険給付に必要な費用を全額、各市町村に交付します。



また、財政運営の責任主体となり、市町村事務の効率化を図るなど、中心的な役割を担っています。

町の役割

町は、被保険者証（以下、保険証）の交付事務や保険給付などの申請・届出の受付、給付、国保税の課税・徴収、特定健診などの保健事業を行っています。また、国保税などを財源に県へ納付金を納付します。

税率と税額の算定

国保税は、①国保加入者の医療費の状況によって決める「医療分」、②国全体の後期高齢者医療制度の医療費の状

本年度の税率と税額

況によって決める「後期高齢者支援金分」、③国全体の介護サービス費の状況で決める「介護分」の3つの区分で必要額を算定し、税率を決定します。

国保税必要額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して決定する納付金などの歳出総額から、国が市町村に交付する補助金などを差し引いた金額となります。

また、税額は、3つの区分ごとに所得割・均等割・平等（世帯）割の3方式で算定されます。

国保税のあり方については、県が国保財政の運営主体となったことから、令和11年度には、保険料の県統一化を目指すことになりました。

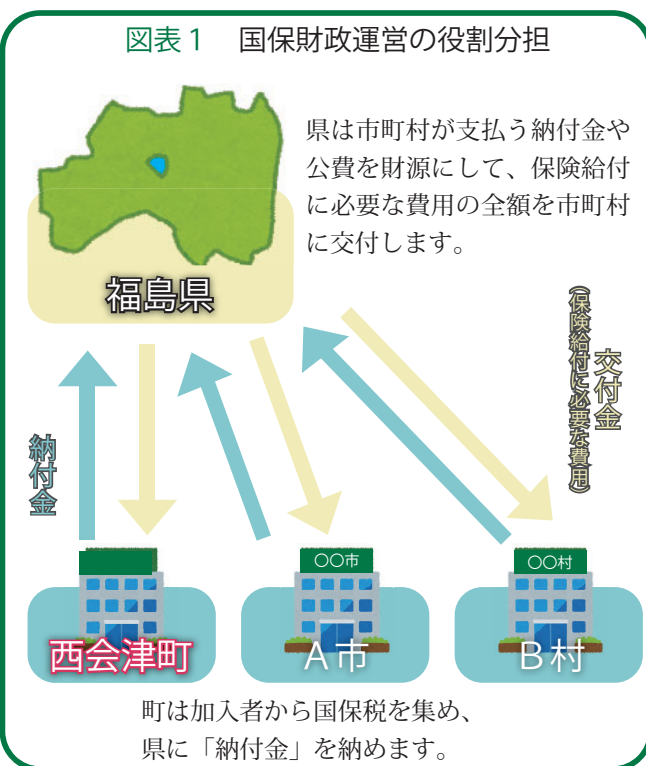
医療分

納付金や保健事業費等の支出費用から、国保税の必要額を算出して税率を算定します。本年度は、円安基調や国際紛争の長期化、物価高騰な

日頃から「健康」を意識

町では、疾病の早期発見・早期治療に向け、各種健（検）診を実施しています。国保の特定健診は、1年に1回、9千円相当の検査を無料で受けられ、自身の体の状態が確認できるチャンスです。

また、生活習慣全般に対する健康意識の向上と健康づくりのため、家庭での血圧測定の習慣化と「健康ポイント手帳」の取り組みを推進しているほか、人間ドック助成事業に取り組んでいます。

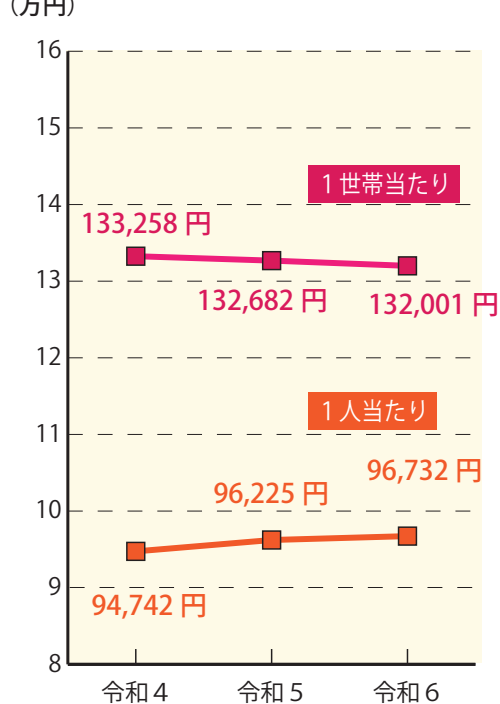


※（ ）内は前年度比

図表2 令和6年度の税率と税額

区分	説明	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	全体の税額に占める割合
所得割	国保加入者の前年の所得に応じて計算	7.15% (+ 0.53%)	3.05% (- 0.13%)	2.5% (± 0%)	49% (± 0%)
均等割	国保加入者1人当たりの負担額	21,000円 (+ 1,400円)	9,200円 (- 200円)	10,600円 (- 800円)	35% (± 0%)
平等割	1世帯当たりの負担額	14,900円 (+ 1,100円)	6,000円 (- 400円)	5,200円 (- 600円)	16% (± 0%)

グラフ1 町の平均負担額の推移



保険証の更新と返却

8月に国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証が更新されます。新しい保険証は、7月下旬までに、国保は世帯主、後期高齢者医療は本人宛てに郵送されます。

有効期限の過ぎた保険証は、町役場健康増進課・奥川支所・新郷連絡所に返却するか、個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください。

マイナンバーカードとの一体化

12月2日で、健康保険証が廃止される予定です。廃止された後は、健康保険証が一体化されたマイナンバーカードを使用することになります。

なお、健康保険証が廃止された後でも、有効期限が切れていない保険証については、そのまま有効なものとして医療機関などの窓口で使用できます。



〈問い合わせ先〉

- 国保税について
町民税務課 税務係
☎ 45-2212
- 保険証について
健康増進課 国保係
☎ 45-4532



議案9件を審議・可決 6月町議会定例会報告

6月7日から12日までを会期に開かれた令和6年第3回町議会定例会では、条例の制定および一部改正や令和5年度歳入歳出決算の認定、令和6年度補正予算など議案9件が審議されました。町政の主要事項報告の内容および可決された議案は次のとおりです。

町政の主要事項 報告から

こども家庭センターの設置

こども家庭センターは、母子保健および児童福祉の分野にわたる相談支援を一体的に行う機関です。本年4月1日に施行された改正児童福祉法により設置が努力義務とされました。

町では、こゆりこども園の開園以来、同園内の子育て支援センターに保健師および児童福祉担当職員を専属で配置し、子育てに係る相談支援を行っています。

また、4月1日時点で、こども家庭センターの要件を満たしているため、県に対し当該センターへの移行を報告しました。名称については、「子育て支援センター」の呼称が地域で定着しているため変更しないこととしました。

地域計画の策定

国では、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、従来の「人・農地プラン」が法定化されました。全ての農用地などの区域を対象に、本年度末まで、地域計画を策定・公表することが義務付けられました。

町では、1月26日から野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川の地区ごとに、自治区長および担い手の皆さんを対象とした地域計画策定説明会を開催しました。また、開催要請のあった延べ22自治区の集会所などで説明会を開催し、各自治区における自主的な話し合いや農用地利用の確認作業を経て、さらに、2月22日からは大字などの単位で「協議の場」を5月末まで延べ17地区で開催しました。

この「協議の場」には、自治区長や担い手の皆さん、農業委員などが集まり、ワークショップ形式で地域の現状や課題、将来の農業や農用地利用の在り方について話し合いのほか、自治区間の調整や、目標地図の作成作業を行っています。

今度も「協議の場」での話し合いを重ね、これを基に、本年9月には、町内5地区の地域計画素案を取りまとめる

可決された議案

- ◆ 町税条例の一部改正（専決処分） Ⅱ 地方税法の一部改正に伴う所要の改正
- ◆ 町国民健康保険条例の一部改正 Ⅱ 国保加入者の負担軽減を図るための国保運営基金の活用および物価高騰の影響を考慮した減税のための税率などの変更
- ◆ 令和6年度一般会計補正予算（第1次） Ⅱ 町制施行70周年記念事業に係る経費や、国・県の補助事業など3302万7千円を増額



水不足の影響に迅速に対応 渇水対策本部を設置

町では、6月1日に「西会津町渇水対策本部」を設置しました。例年より降雪量が著しく少なく、水不足が懸念されることから、町民生活の安全および農作物などへの被害防止を図ることを目的としています。



▶ 役場正面玄関に渇水対策本部の看板を設置する
薄友喜町長、小瀧武彦農林振興課長、佐藤広悦建設水道課長（左から）

町長コラム その41



温泉健康保養センター「ロータスイン」は、1億円ふるさと創生事業で、全町民・世帯のアンケート調査の結果、一番多かった要望により、平成5年12月にオープンした。それから30年が経過し、老朽化に伴う給湯管の破損により、現在、沸かし湯によって営業している。このため新しい源泉の掘削整備を令和6年〜7年度の2ヶ年で行い、1日も早く利用できるような作業を進めているところである。

このロータスインの温泉を、オープン当初からこよなく愛し利用していただいている多くの方々がおられる。その皆さんにより、平成19年12月に「ロータスイン友の会」を結成し、当時40名近い会員数は、現在、若干減少しているが、継続し利用していたいただいております。会の目的は、温泉とサウナを愛し、健康増進と会員の親睦を図ることであるが、ロータスインの強力な応援組織にもなっている。

その友の会より、数ヶ月前、利用者へのサービスについて提案があった。それは、サウナ室へのテレビ設置である。サウナに入りながら、大相撲や野球を見られるようにしてほしいとのことから、6月末までに設置することとした。

また、健康増進や体力づくりのため、トレーニングマシンを整備したジム（部屋）の設置要望については、先日、専門家に設置場所の選定やスタート時に必要な器具等についての指導助言を受けたところである。

設置場所をロータスイン2階のトレーニングルームとし、器具は現在あるものを利用する他、県のサポート事業による新しい器具の購入を申請していたが、先日内示があったことから、設置に向けた作業を進めているところである。

引き続き、ロータスインの利用者増を図るためのサービスを充実し、皆さんに喜んでいただける施設にして参りたい。

西会津町長 薄友喜

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

